津波被災地における防災緑地整備の意義と課題 —福島県いわき市岩間地区を対象として—

Prospects and Challenges of a Disaster Prevention Green Space for the Reconstruction

of Tsunami Affected Areas

-The case of Iwama district in Iwaki-shi, Fukushima-

佐藤 大紘¹, 渡邊 淳², 中村 仁³ Masahiro SATO¹, Jun WATANABE² and Hitoshi NAKAMURA³

1,2 芝浦工業大学 大学院理工学研究科 建設工学専攻

Division of Architecture and Civil Engineering, Graduate School of Engineering and Science, Shibaura Institute of Technology

3 芝浦工業大学 システム理工学部 環境システム学科

Architecture and Environment Systems, College of Systems Engineering and Science, Shibaura Institute of Technology

The objective of this paper is to make clear the prospects and challenges of a disaster prevention green space for the reconstruction of tsunami affected areas through the case of Iwama district in Iwaki-shi, Fukushima. This paper examined the process analysis based on the meetings in 2014 among many stakeholders about the effective use of the planned disaster prevention green space. These meetings were conducted by the local citizen organization in collaboration with various local people, local administrative officers, and many related experts including us. Although the disaster prevention green space has many significant prospects, it was made clear that creating social systems for managing its daily use is quite important.

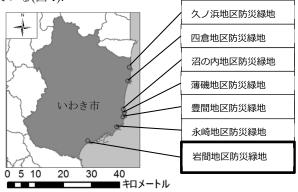
KeyWords : disaster prevention green space, tsunami affected area, reconstruction

1.はじめに

1.1 研究背景と目的

東日本大震災では,岩手県,宮城県,福島県沿岸部に おいて甚大な津波被害が発生した.現在,震災復興事業 として,津波被害を受けた地域の多くで,津波に対する 防災機能を高める防災緑地の整備が進められている.

福島県いわき市では 7 箇所で防災緑地整備が進められ ている(図 1).





本稿の目的は、いわき市の岩間地区防災緑地整備の計 画プロセスを分析して、防災緑地の意義と課題を明確に することである.

1.2 研究方法

研究方法は以下のとおりである.

①「防災緑地」の機能について,国土交通省の「東日本 大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指 針」(2012),「福島県防災緑地計画ガイドライン」(2012) を用いて調べる.

② 岩間地区防災緑地について、岩間地区防災緑地利活用 検討委員会やコアメンバー会議などに参加し、会議での 意見を分析する。

③ 比較のため、いわき市の他の防災緑地について、特に施設整備と維持管理の計画について現状把握を行う。
④ 以上をもとに防災緑地の意義と課題を明確にする。

2. 防災緑地について

国土交通省(2012)によると、「防災緑地」とは東日本 大震災における津波による被害を受けてもその機能を果 たすことを目的とし、従来の公園緑地が持つ平常時の 「良好な都市環境」、「市民活動」、「地域活性化」、 災害時の「安全性の向上」といった機能に加え、「多重 防御の一つとしての機能」、「避難路や避難地としての 機能」、「復旧・復興支援機能」、「防災教育機能」を 有する緑地を「防災緑地」としている.

福島県(2012)では、公園緑地の持つ従来の防災機能に 加え、津波被害を軽減する機能を有する緑地を防災緑地 としている.また、防災緑地は多重防御の一つとしての 機能を基本とし、非常時の「防災機能」、通常時の「地 域振興機能」、「景観・環境再生・形成機能」の3つの 機能を有するとしている.

3. 岩間地区防災緑地について

3.1 対象地区の概要

(1)位置

岩間地区は福島県いわき市の南部の勿来地域に位置しており,2011年3月11日に発生した地震によって高さ7.66mの津波が押し寄せ,被害が生じた地区である. (2)東日本大震災による被害

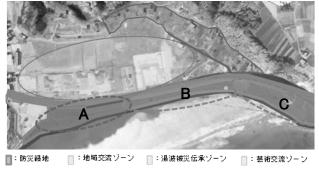
岩間地区では被災戸数 134 世帯の内,半壊以上が 93 世帯,被災者数 306 名,死亡者 7 名,行方不明 3 名の被害が生じた.

3.2 岩間地区防災緑地の概要

岩間地区防災緑地整備では高さが T.P.+7.2mの防潮堤, T.P.+7.2mの盛土整備が行われ,防災緑地の面積は 4.8ha となる.

2013年には福島県が主体となり、地元 NPO,地域住民 が参加,アドバイザーとして東京藝術大学の教員(3人), 樹木医を迎え,防災緑地ワークショップ(以下,防災緑地 WS)が行われた.そこでの意見を踏まえ,3つのゾーン 分けや施設維持管理に関する方針が共有された.

- A 地域交流ゾーン…地域の人たちの日常的な利用や地 域間の交流の場として利用でき、身近で愛着を感じら れる緑地とする.
- ・B 津波被災伝承ゾーン…津波被害を後世に伝えるとともに犠牲になった方たちの慰霊の場とする.また,津波被災の伝承を目的として,被災防潮堤の保存,タイムカプセル(被災者の証言,当時の被災の様子をまとめた冊子などを保管)の埋蔵を行う.
- C 芸術公園ゾーン…他地域の人たちや観光客にも立ち 寄ってもらえるようなアート展示や音楽会など芸術活 動が展開できる緑地とし、地域の活性化を図る.
- ・維持管理については、住民、NPO、県、その他の主体 との連携が必要であることが認識された。今後、連携 や活動の継続性確保のため、防災緑地 WS 終了以降も 協議を続けるべきとの認識が共有された。



■:海岸道路 ■:堤防 ■:土地区画整理実施地

図注:本図は Autodesk 社の InfraWorks を用いて作成.

図2 岩間地区防災緑地のゾーン計画と周辺状況

4. 防災緑地利活用検討委員会での意見の分析4.1 防災緑地利活用検討委員会の概要

防災緑地 WS の成果を受けて、2014 年 5 月から NPO 法人 勿来まちづくりサポートセンターを主体として、芝 浦工業大学地域安全システム研究室がコーディネーター, 東京藝術大学の教員(3 人)がアドバイザーとして、福島県 の職員、いわき市の職員、被災地三地区の区長、地域住 民組織などが参加する防災緑地利活用検討委員会(以下, 利活用検討委員会)が進められている. 2014 年度は 5 回 (2014年6月2日,7月11日,8月21日,11月10日, 2015年1月27日)実施しており、参加者は各回30~35名 程度(内,県職員3~4名,市職員3~4名程度,学生3 名程度)であった.

2014 年 8 月からは、勿来まちづくりサポートセンター を主体としてコーディネーター、アドバイザー、県の職員、市の職員などがメンバーとなって、利活用検討委員 会で議論する事項を事前に整理・調整するコアメンバー 会議が行われている.2014 年度は 5 回(2014 年 8 月 8 日, 9 月 8 日、11 月 10 日、12 月 25 日、2015 年 1 月 27 日)実 施しており、参加者は各回 10~15 名程度であった.

上記の話し合いはこれからも引き続き行われる予定で ある.著者も利活用検討委員会,利活用検討委員会コア メンバー会議に全て参加している.



写真1 岩間地区防災緑地利活用検討委員会の様子

4.2 利活用検討委員会ワークショップの意見分類

自由討議型のワークショップ(WS)形式で実施した第二 回,第三回の利活用検討委員会 WS で提示された 185 件 の意見を 13 項目に分類し,整理を行った.(図 3) ※()内は意見数を表す.なお,重複した意見もあるた め,意見数の合計は 174 件. 「その他」の意見 28 件は図 3 では省略.



図3 利活用検討委員会 WS における意見分類

4.3 利活用検討委員会 WS 意見数の推移分析

第二回,第三回の利活用検討委員会 WS において,第 二回では施設,海の利用,植栽,利用者に関する意見の 割合がそれぞれ 19.4%,16.1%,12.1%,11.3%と高く, 第三回では施設,維持管理に関する意見の割合が 30.0%, 20.0%と高くなっており,第二回,第三回利活用検討委

員会 WS ではこれらのことが中心に話し合われたことがわかる.

施設に関する意見は第二回,第三回のどちらの利活用 検討委員会 WS でも多く提示され,第二回では意見全体 の 19.4%,第三回では意見全体の 30.0%を占めた.2回 の利活用検討委員会 WS の意見を合計した場合でも施設 に関する意見の割合が最も高く22.4%を占めた.

2回の利活用検討委員会 WS の意見数の推移として維持管理,施設,法面・階段に関する意見はそれぞれ増加率が 16.0%, 10.6%, 8.4%と高くなっている.

2回の利活用検討委員会 WS の意見数を合わせると防災,継承,イベントの岩間地区防災緑地のコンセプトに関わるソフト面の意見の割合がそれぞれ 5.2%,4.6%,4.6%と低くなっている.また,防災緑地のコンセプトそのものに関する意見の割合も7.5%と低くなっている.

表1 利活用検討委員会 WS における 意見数の推移

	第二回		第三回			合計	
	意見数(件)	割合	意見数(件)	割合	増減率	意見数(件)	割合
Aコンセプト	7	5.6%	6	12.0%	6.4%	13	7.5%
B防災	8	6.5%	1	2.0%	-4.5%	9	5.2%
C継承	8	6.5%	0	0.0%	-6.5%	8	4.6%
Dイベント等	7	5.6%	1	2.0%	-3.6%	8	4.6%
E利用者	14	11.3%	0	0.0%	-11.3%	14	8.0%
F維持管理	5	4.0%	10	20.0%	16.0%	15	8.6%
G施設	24	19.4%	15	30.0%	10.6%	39	22.4%
H海の利用	20	16.1%	1	2.0%	-14.1%	21	12.1%
I植栽	15	12.1%	1	2.0%	-10.1%	16	9.2%
J遊歩道	7	5.6%	4	8.0%	2.4%	11	6.3%
K法面·階段	7	5.6%	7	14.0%	8.4%	14	8.0%
L墓地	2	1.6%	4	8.0%	6.4%	6	3.4%
計	124	100.0%	50	100.0%		174	100.0%

4.4 利活用検討委員会でのデザイン修正の例

利活用検討委員会では、コーディネーターの芝浦工業 大学が防災緑地の3次元イメージをCGで作成し、参加 者の空間イメージの共有化を支援した.その成果として デザイン修正の例を以下に紹介する.

防災緑地の芸術公園ゾーンは道路法面に設置されているスロープ,階段を用いて道路側から出入りができるようになっている.初期の計画では、芸術公園ゾーンからスロープへ入ることができる場所が一箇所となっており、 車椅子の方の避難時の安全性が懸念された.それを受け、 アドバイザー、県から新たな提案が行われた.これにより、避難のためのスロープへとつながる道が2箇所となり、車椅子の方の安全な避難につながると考えられる. さらに、散策路と避難路の一体化にもつながっている. また、音楽イベントの場としての使用、また、日常時に はベンチのように人々が座れる場になることも想定し、 第5回利活用検討委員会では、図4の④の修正案を提示 した.

5. 施設整備と維持管理について

5.1 トイレの設置と維持管理について

利活用検討委員会 WS の意見では施設に関するものが 最も多く、全体の意見の 22.4%を占める.また、施設に 関する意見は 39 件提示され、そのうち複数寄せられた意 見はトイレに関する意見が 5 件、駐車場に関する意見が 3 件、水場に関する意見が 3 件、法面に関する意見が 3 件、展望台に関する意見が 3 件、信号に関する意見が 2 件、街灯に関する意見が 2 件であり、トイレ設置に関す る意見が最も多く寄せられている.



①初期計画案



②アドバイザー提示修正案



③福島県提示修正案



④利活用検討委員会の提案

図4 利活用検討委員会による防災緑地デザイン 修正の例(芸術公園ゾーンの法面部分)

(1)岩間地区防災緑地におけるトイレの設置と維持管理

利活用検討委員会では、防災緑地を地域間の交流やイ ベントの場として活用することを検討しており、人々が 集まる場に必要であると考えられるトイレの施設につい ては設置すべきであるとの意見が提示された.しかし、 福島県の防災緑地についての見解としては、防災機能を 有する防災施設として整備し、芝生や遊具などを設ける 通常の公園のように整備は行わず、維持管理費の極力か からない整備を行うということである.そのため、休憩 機能や避難路を有する防災施設として防災機能を確保し た必要最小限の施設として利活用を考えていく必要があ るとされ、現在の岩間地区防災緑地の計画では、管理に 課題があるという理由からトイレは設置しない方針とな っている.

修繕といった管理については県が実施可能であるが, 清掃といった日常的な管理については地域住民の協力が 不可欠である.しかし,震災後に防災緑地近傍に居住す る予定の住民は15世帯と少ないため,地域住民による管 理も難しい状態となっている.管理者,管理方法が決定 されればトイレを設置できる可能性が生じるため,利活 用検討委員会で継続協議中である.

(2)いわき市の他の防災緑地でのトイレの設置と維持管理 いわき市の岩間地区以外の 6 地区において、トイレが 設置される地区は 4 地区ある. 沼の内地区では地域住民 による管理が難しいこと、薄磯地区では過去に犯罪があ ったため、トイレを設置しないでほしいという地域住民 の要望などが理由となり、トイレは設置されない計画と なっている.

地区名	設置	設置場所	管理者					
久ノ浜地区防災緑地	有	防災緑地外	商業施設事業者					
四倉地区防災緑地	有(復旧)	防災緑地外	いわき市観光交流課					
沼の内地区防災緑地	無							
薄磯地区防災緑地	有(復旧)	防災緑地外	いわき市観光交流課					
豊間地区防災緑地	有(復旧)	防災緑地外	いわき市観光交流課					
永崎地区防災緑地	無	/						
岩間地区防災緑地	無	検討中	未定					

表2 いわき市の防災緑地における トイレ設置に関する計画

トイレが設置される 4 つの地区についても,防災緑地 内にトイレが設置されるケースはなく,すべて防災緑地 周辺に設置される計画となっている.また,管理につい てみると,3 地区において,いわき市観光交流課が管理 する計画となっており,市の観光施設と連携しているこ とがわかる.

5.2 植栽と駐車場の維持管理について

利活用検討委員会 WS では,第二回から第三回の意見 の推移として,維持管理に関する意見の増加率が最も高 く 16.0%であった.また,維持管理の意見ではトイレの 維持管理に加え,植栽の維持管理,駐車場の維持管理に 課題があるという意見が提示された.

(1) 岩間地区防災緑地における植栽と駐車場の維持管理

県によると、植栽の管理については苗木の周りの草刈 りが管理の中心となり、防災緑地に植樹するクロマツに ついては、苗木を植えてから5年ほどは管理が必要とな る.そのため、クロマツの管理については県が管理を行 う計画となっている.ただし、防災緑地に植樹される広 葉樹の草刈りについては地域住民に協力が求められてい る.この点においては、NPO法人勿来まちづくりサポー トセンターが中心となって地域住民による協力体制が整 備されつつある.

駐車場については、岩間地区には東日本大震災の被災前に県で整備した駐車場があったため、岩間地区防災緑地ではその機能補償として、駐車場(約35台)が防災緑地内に整備される計画となっている. 駐車場の管理については、管理者、管理方法ともに県が検討中である.

(2)いわき市の他の防災緑地での植栽と駐車場の維持管理 県によると、植栽の管理については、いわき市に整備 される防災緑地 7 か所すべてにおいて県が行う方針であ り、パトロールや必要最小限の草刈りなどの日常管理に ついても県が行う方針である.また、地域住民にはゴミ 拾いや草刈り、見回りなどについて協力が得られる範囲 で管理に関わってもらう方針としている.

駐車場については、岩間地区を除く他の 6 地区の防災 緑地では、防災緑地利用者のための駐車場は防災緑地内 には整備されず、管理用車両のための駐車場のみが整備 される方針となっている.

6. 結論

岩間地区防災緑地の整備にはクロマツや広葉樹による津 波減衰効果,避難路の整備など防災力の向上という意義 があり,防潮堤,海岸道路の整備も同時に行うことで多 重防御機能としての意義を高めている.

また,防災緑地の整備の意義は上記の防災力の向上だけでなく,広場の設置,イベントなどの計画により周辺 地域の交流を生み出す効果,防災緑地への植樹などにより被災によって失われた自然環境を再生するという意義 がある.

さらに、岩間地区防災緑地にはタイムカプセルや震災 遺構の防潮堤の保存など震災の記憶を後世に引き継いで いくことが期待される施設の設置も計画されている.こ うした施設を設置することにより被災記憶の伝承という 意義をもたらす可能性が確認された.また、岩間地区防 災緑地には芸術公園というコンセプトを持ったゾーンを 計画しており、そのコンセプトにもとづきアートのイベ ントが計画されている.防災緑地が整備される土地の特 徴を生かすイベントなどの開催や他の場所に無いものを 設置することにより、防災緑地の魅力を付加して人々を 他の地域から呼び込む可能性があることが確認された.

利活用検討委員会での WS においては、参加者から施設に関する意見が多く提示されたが、防災緑地のコンセプトを実現するためのソフト面の検討がハード面に比べて少なかった.そのため、今後は、ソフト面の計画を実現していくための仕組みづくりの検討がもっと必要である.

また,防災緑地整備に関する福島県の見解とこれまで の防災緑地 WS,利活用検討委員会の見解に相違が見ら れるという課題がある.見解が相違するものとして,ト イレ,水場といった防災緑地のコンセプトである人々が 集まる場に必要とも考えられる施設整備があげられる. 日常的な管理の方法が問題となっており,こうした施設 の維持管理の仕組みづくりが必要である.

トイレが設置される計画のいわき市の他の防災緑地で は、トイレの管理の問題をいわき市の観光交流課や防災 緑地の周辺に設けられる商業施設との連携によって解決 している.そのため、岩間地区でも県や市、周辺住民、 事業者などとの連携を進める必要がある.

植栽の維持管理に関しては、福島県は当面の管理は県 が行い、協力が得られる範囲内で地域住民が管理に携わ ってもらう方針である.しかし、岩間地区は人口が減少 しており、地域住民の管理の負担が問題となる.トイレ などと同様に、植栽についても、県や市、周辺住民、事 業者などの連携した維持管理の仕組みづくりが必要であ る.

謝辞

本稿をまとめるにあたり,利活用検討委員会の皆様, 特に舘敬氏をはじめとする勿来まちづくりサポートセン ターの皆様,アドバイザー(東京藝術大学)の北郷悟教 授,元倉眞琴名誉教授,清水泰博教授,福島県いわき建 設事務所の皆様には貴重な意見をいただいた.また,防 災緑地の将来イメージ画像の作成では,オートデスク株 式会社の井上修氏に協力をいただいた.ここに関係者に 記して謝意を表したい.

参考文献

(1) 国土交通省:東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備 に関する技術的指針,2012

http://www.mlit.go.jp/common/000205823.pdf

(2) 福島県:福島県防災緑地計画ガイドライン,2012

https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/41046.pdf (3) 福島県:各地区ワークショップの結果

http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41380a/kakuchikuwa-kushop.html (4) いわき市; 震災記録誌 東日本大震災から1年 いわき市の 記録, 2012

http://www.city.iwaki.fukushima.jp/13501/13891/013892.html